

# 弁護団通信 第8号

東京都台東区上野 3-28-4 スカイハイツ 504 号  
電話 03-5812-4671 FAX 03-5812-4679

福島原発被害弁護団

通信責任者

弁護団事務局長 弁護士 笹山 尚人

|    |   |                      |
|----|---|----------------------|
| 目次 | 1 | いわき市民訴訟期日（3月19日）のご報告 |
|    | 2 | 避難者訴訟期日（4月16日）のご報告   |
|    | 3 | 避難者訴訟における「検証」の実施について |
|    | 4 | 「原発と人権」集会のご報告        |

## ■ いわき市民訴訟期日（3月19日）のご報告

### はじめに

初めまして。今年の1月に、弁護士になりました武田浩一です。この度、弁護団ニュースの原稿執筆という大役を引き受けることになりましたので、今回の期日について新人弁護士の目線から報告させて頂きたいと思います。

### 原告本人、代理人による意見陳述

「意見陳述」とは、わかりやすく言いますと、当事者の意見を裁判所の法廷で、直接、裁判官に聞いてもらう手続です。裁判では、当事者の言い分は、基本的には書面で裁判官に伝える事になりますが、やはり書面で言い分を聞いてもらうよりも、直接当事者の生の声を、口頭で話してもらった方が裁判官に伝わるものがあります。そこで、被災者や弁護士の意見を直接裁判官に伝えようとするのが目的です。

1月に弁護士になったばかりの私にとって、法廷で被災者の方の意見陳述を聞くのは初めてでした。実際に意見陳述を聞いてみると、書面を読んだだけでは伝わりきらないような迫力があり、とても胸を打たれました。

次に、弁護士による意見陳述が行われました。弁護士による意見陳述は、被災者の方のそれとは異なる迫力があり、自分も将来このような意見陳述ができるような弁護士になろうと決意すると同時に、尊敬できる弁護士がたくさん在籍している本弁護団に入って良かったと心から思いました。

### 国側の対応

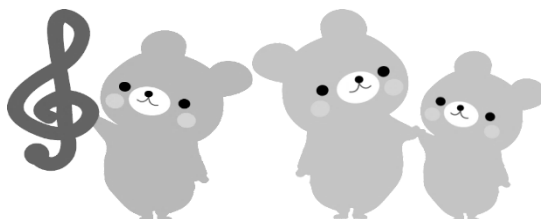
国側は、まず、国側の意見を書いた書面（準備書面）を提出しました。同時に、国側は、こちらが提出した準備書面に対する「認否」行うかについて、まだ認否をしない、という対応をしました。

「認否」とは、一方の当事者が、相手方当事者の言い分のどこを争うのかを明確にすることを言います。これによって、争いがある部分のみを裁判で明らかにすれば良いので、裁判が効率的に進み、紛争の早期解決に役立つこととなります。

国側が認否をしない理由として、私が個人的に考えるところでは、①まだ事実関係の調査が十分に終わっていないので、どこが合っているのか、どこが間違っているのかがよくわからないので、認否をしていない、②認否をすると、裁判が早く進んでしまうので、時間稼ぎをしている、などかなあと思っています。ただ、これはあくまで弁護士になったばかりの私の私見であることを申し添えておきます。詳しくは、お近くの弁護団の先輩弁護士に意見を聞いてみてください。

### 終わりに

国側の対応もあってなかなか裁判は進みませんが、みんなで力を合わせて勝訴を勝ち取りましょう!!!  
(弁護士 武田浩一)



『避難者訴訟期日（4月16日）のご報告 —現場検証の早期実施を迫る—

4月16日、避難者訴訟の第4回口頭弁論期日が福島地方裁判所いわき支部で開かれ、1時間半を超える白熱した弁論となりました。

意見陳述

原告の菅野美智子さんと豊口澄子さんが意見陳述を行いました。原発事故前の豊かな自然や居心地の良いコミュニティでの幸せな日常生活やそのような生活を苦勞して築いてこられたこと、原発事故発生による悲惨な避難生活、喪失感に満ちた現在の心情が切々と、しかし、気丈に語られました。そして、裁判官に対し、同じ時代を生きただけの人として現場に身を置き、ふるさとを喪失するとはどういうことなのかを自身の体で感じ取った上で判断してもらいたいと訴えかけました。

現場検証の早期実施の要請

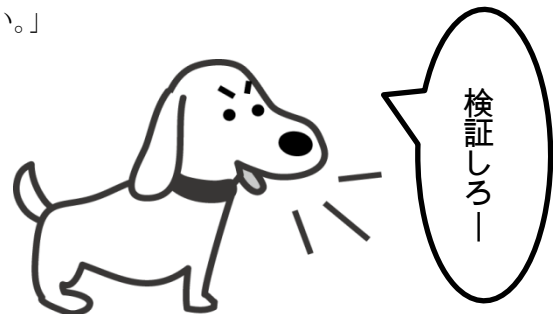
その後、弁護団の高橋力弁護士や鳥飼康二弁護士から、当方の準備書面の要旨を陳述しました。これに続いて、弁護団の笹山尚人弁護士と原告の金井直子さんから訴訟の進行に関する意見、具体的には現場検証の早期実施を求める意見を述べました。金井さんは裁判官席からとても近い席からよく通る澄んだ声ではっきりと、現場検証の早期実施を求めた上申書への回答を迫りました。

最後に、弁護団の鈴木堯博弁護士から、全国各地の公害環境裁判の被害者・住民の代理人として活動している弁護士達から杉浦裁判長に対する早期の現場検証実施を求める共同要請書の要旨を陳述しました。この共同要請書では、従来の公害環境裁判においては、裁判官がその感覚作用によって公害発生現場や環境破壊現場の状況を観察することが充実かつ迅速な審理を進めるために必要不可欠であることから、審理の初期の段階で裁判官が現場検証を行うことが一般的な審理

の進め方である旨が述べられており、杉浦裁判長に現場検証の採用を早期に決定するよう求めています。また、米倉弁護士からも、現場検証採否の判断のために必要な主張立証としては十分行ったので、現場検証の採否を判断するよう杉浦裁判長に対し強く求めました。

ところが、杉浦裁判長はこの期に及んでなお、原告の主張がよく理解できないと言い、当事者双方の主張立証が明確になるまで判断を留保しました。弁護団一同、この言葉には驚きを隠せませんでした。

小野寺利孝弁護士は、マスクを剥ぎ取って立ち上がり、猛然と次のような要旨で杉浦裁判長に抗議しました。「公害裁判では訴訟の初期の段階で現場検証を実施することは特異な訴訟進行ではなく、これまでの公害裁判では、裁判官が自らの五感で被害状況を把握するために率先して現場に赴いている。本件原発事故は、未曾有の公害であり、裁判官自らが現場に赴かなければ被害の実態は決して明らかにならない。今日の期日で現場検証の採否が決まると思ってやって来た。原告団は、長期に及ぶ避難生活と将来の見通しが立たない中で疲れ果て、被害現場の一番近くで行われているこの訴訟に賭けている、この被害者である原告団の思いを真っ正面から受けとめてもらいたい。」



次回の弁護士通信こそ、現場検証の採用決定のご報告をしたいと弁護団一同、切に願っております。

(弁護士 森直美)

## ■ 避難者訴訟における「検証」の実施について

### この間の裁判所とのやり取り

弁護団は、昨年10月に、裁判所に対し、実際に帰還困難区域や仮設住宅へ出向いて被害実態を調査するための手続（「検証」といいます）の申立てを行い、その後、「検証」を実施するよう重ねて求めてきました。

しかし、前回4月16日の裁判期日に至っても、裁判所は、「検証」の実施を決定しませんでした。これについて、4月17日付朝日新聞朝刊においても「裁判所はやる気があるのか」との見出しで、原告側が「検証」を強く求めたことに対し、裁判所が判断を先送りしている事実を伝えています。

### 検証の意義

「検証」とは、裁判官が五感（視覚、聴覚、味覚、嗅覚、触覚等）の作用によって、直接に人体又は事物の形状、性質等を認識し、その結果を証拠とする手続です。通常の民事裁判（金銭の貸し借りなど）では、法廷内でのみ審理が行われ、「検証」は実施されません。

一方、ほとんどの公害事件では、裁判の早期の段階で、「検証」が実施されています。公害事件では、「被害に始まり被害に終わる」という格言の通り、現場を見ることなくして、被害について正しい判断はできないためです。

当然、今回の避難者訴訟も、生活を丸ごと破壊されるという未曾有の公害事件であり、現場を直接見ることなく、被害の実態を判断することはできません。

### 裁判所の対応

裁判所は、「検証」の実施を未だ決定しない理由として、「被害の捉え方や内容について、裁判所の理解が不十分な点が残っている」、「東京電力



にも反論の機会を与えなければならない」などと述べています。

しかし、これは、本末転倒な議論です。被害の捉え方や内容を理解するのが困難であるからこそ、現場に行く必要があるのです。裁判所は、「故郷喪失の具体的内容が不明である」などと述べていますが、そうであれば、現場に率先して行けば良いのです。

なぜ裁判所は、このように頑な対応をするのでしょうか。おそらく、次のような事情が背景にあると弁護団では推測しています。つまり、全国各地で原発被害裁判が起こされている中、いわき支部の裁判所が率先して「検証」をすることは避けたいという、「先例主義の悪弊」が影響していると思われます。全国で最初に「検証」を実施すると、それが先例となり、「いわきでも検証を実施したのだから、他の裁判所でも実施すべきだ」という雪崩現象が起きることを恐れていると思われます。

### 今後の弁護団の対応

弁護団では、裁判所が「検証」の決定をするように、被害の捉え方・内容に関する詳しい主張を展開することや、要請書を集めて提出するなど、あらゆる手段を尽くす所存です。

(弁護士 鳥飼康二)

「原発と人権」集会のご報告

原発と人権交流集会に参加しました

皆様こんにちは、弁護団の市野です。4月に福島大学で開催された原発と人権交流集会に参加してきました(この日雪がちらつくほど寒かったのには驚きました。)。大変有意義な集会でしたので簡潔に報告いたします。

《集会初日》

初日は柳田邦男氏(ノンフィクション作家、評論家。福島原発事故の政府事故調の委員長代理)より、「終わらない原発事故～被害者の視点から」基調講演がありました。その中で特に印象に残った被害者の視点からの欠陥分析についてのお話を紹介します。

被害者の視点からの欠陥分析とは、もし自分あるいは家族がそこに住んでいるとしたら、そんな安全対策で十分といえるだろうかという意識で安全対策を検証するというものです。住民・被害者は、事故災害を、①原発システム中枢が安全かという点にとどまらず、②システム中枢を支援する体制が整っているか、③地域の安全は確保されるか、の全ての視点で見ます。これに対し、事業者・行政は、上記①の原発システム中枢領域が安全だとなると、②のシステム中枢支援や③の地域の安全は二の次になってしまうというのです。

これ自体大変恐ろしいことですが、福島原発事故では、上記②③の対策の失敗にとどまらず、事業者・行政が重視する上記①原発システム中枢の安全対策ですら初歩的なミスが重なり、広範な被害を生み出してしまったのだと思います。

そして原子力事業においては、不安全要因やリスクが存在しているときでも、それらへの対処への判断が甘くなったり、外見を取り繕うだけだったりすることが少なくないのだそうです。

仮に事業者(東電)と行政(国)が、住民・被

害者の視点に立ち、地域の安全までしっかりと意識して対策を講ずる姿勢をもっていたら、これほど広範で長期にわたる被害は防げたのでしょうかし、原発事故不安に対する厳しい姿勢で臨むことで、上記①の原発システム中枢の安全対策で犯した初歩的なミスは防げていたのかもしれませんが。

《集会2日目》

2日目は、原発事故被害の賠償・損害と責任(第2分科会)に参加しました。午前中は、下山憲治教授(名古屋大学)より、福島原発事故における国家賠償責任に関する法律論のお話があった他、吉村良一教授(立命館大学)より、福島原発事故被害の完全救済に向けた損害の考え方についてのお話がありました。吉村教授の見解は、個別被害の積み重ねではなく、多岐にわたりそれぞれが絡まり合い相乗し合っている被害の総体を包括的にとらえてこそ被害の完全救済につながるというものであり、私たち弁護団の主張の後押しになるものです。

午後は損害論の分散会に参加しました。そこでは藤川賢教授(明治学院大学)より、今も拡大している福島原発事故被害の全体像を現時点で把握することは困難だという認識の下、どのように被害を捉えていくべきか、また、被害のようには見えない被害の存在を意識することにも意味があるという視点から行った、ヒアリング調査の結果と分析報告がありました。

また、成元哲教授(中京大学)より、中通り地方の3歳児を調査対象として行った、福島原発事故後の親子の生活と健康に関するアンケート調査の結果と分析について報告がありました。

これら午後の損害論の報告は、様々な不安を内実とする慰謝料請求を柱(の一つ)に据えている私たちにとっても大変参考になるものでした。

(弁護士 市野綾子)